

京都府農地中間管理事業の推進に関する基本方針

所管課：経営支援・担い手育成課

根拠となる法律：農地中間管理事業の推進に関する法律

(平成26～令和5年度)

■ 趣旨

農地中間管理事業を活用した集落営農組織など中核的担い手への農用地等の集積・集約化と有効活用を図るため、平成 35 年度を目標とした京都府の基本方針を策定しました。

＜農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向＞

- 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携で最大限の機能を発揮
- 農地中間管理事業を各市町村の「京力農場プラン」の作成・見直しと連動
- 「担い手養成実践農場」等による担い手の育成・確保を一層推進するとともに、農業委員会が行う耕作放棄地の利用意向調査を基にしたあっせんや利用調整等と連携

■ 方針の指標と目標 <目標年：平成 35 年度>

- 中核的担い手が利用する農用地の面積の目標

	現 在 (平成 24 年度)	概ね 10 年後 (平成 35 年度)
耕地面積①	31,500ha	31,500ha
うち中核的担い手が利用②	7,295ha	16,800ha
②／①	23%	53%

- 分散錯圃の解消による農用地の集団化
- 耕作放棄地（平成 24 年度末 1,065ha）の解消

■ 目標達成のための取組

- 農地中間管理機構から市町村等に、農地集積コーディネーターの設置などを業務委託
- 農地集積コーディネーターが、京力農場プランの作成・見直しの過程で地域の関係者に農地 中間管理機構の活用方法について周知
- 広報誌、インターネット等で農地中間管理事業の事務手続きを啓発普及し、パンフレットにより中核的担い手への農地の集積・集約の機運を向上
- 市町村、農業委員会、JA等関係機関との密接な連携・協力